

## 宮城県環境影響評価技術指針 改定の方針案（計画段階配慮部分）

## 【環境影響評価条例施行規則】

(第一種事業方法書の作成)

第五条 条例第五条第二号に掲げる第一種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業の種類
- 二 第一種事業の規模
- 三 第一種事業が実施されるべき区域（以下「第一種事業実施区域」という。）の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

H19 指針改正時追加

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第一種事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。
- 3 事業者は、条例第五条第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。

～ 後 略 ～

(第二種事業においても、同様の規定となっている。)

## 【環境影響評価技術指針】

(事業特性及び地域特性の把握)

第三条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の概況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 一 事業特性に関する情報
  - イ 対象事業の種類
  - ロ 対象事業実施区域の位置
  - ハ 対象事業の規模
  - ニ 対象事業の工事計画の概要
  - ホ その他対象事業に関する事項
- 二 地域特性に関する情報

～ 中 略 ～

H19 指針改正時追加

- 2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。



当該条項の具体化・拡充を図る。